

お知らせ News もうお済みですか？自動車、軽自動車の変更手続き

本庁舎税務課 内2128・2129

自動車税、軽自動車税は、毎年4月1日現在の車検証に登録されている内容で課税されます。

区分	自動車税（県税）	軽自動車税（市税）		
分類		▷251cc以上のバイクを所有している方	▷126cc以上250cc以下のバイクを所有している方 ▷軽自動車を所有している方	▷原動機付き自転車 ▷125cc以下のバイク ▷小型特殊自動車を所有している方
注意事項	◎納税通知書は5月上旬に発送する予定です。 ◎被災された方は、減免等の対象になる場合があります。	◎軽自動車税には月割課税はありません。 4月2日以降に名義変更しても1年分の軽自動車税が課税されます。 ◎納税通知書は5月中旬に発送する予定です。		
移転・抹消登録などの窓口	福島運輸支局登録部門 ☎050-5540-2015 白河自家用自動車協会 ☎3850	福島運輸支局登録部門 ☎050-5540-2015 白河自家用自動車協会 ☎3850	軽自動車検査協会（軽自動車） ☎050-3816-1837 県軽自動車協会（バイク） ☎024-546-2577 白河自家用自動車協会 ☎3850	本庁舎税務課 内2121・2122 各庁舎地域振興課 表郷☎2112 大信☎2113 東☎2112
問い合わせ先	県南地方振興局県税課 課税第二チーム☎1519			

使用していない、住所が変わった、他人に譲渡したなど、登録内容に変更が生じた場合は、3月末までに必ず所定の手続きをしてください。
移転や抹消の登録が行われていないと、平成29年度分も今年度と同様に課税されることとなりますので、ご注意ください。

お知らせ News ゴみの適切な分別と排出

本庁舎生活環境 内2165

ごみ集積所は、利用する地域単位での管理となっていて、違反ごみが出されると、管理をする方に多大な迷惑が掛かります。

違反ごみをなくし、市民の皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、環境保全のためにも、ごみの適正な「分別」と「排出」にご協力をお願いします。

《ごみの出し方》

ごみは指定袋に入れて収集日の午前8時30分までに、指定の集積所に出してください。

粗大ごみは、クリーンセンターに自己搬入するか戸別収集により処分してください。

《集積所に出不いごみ》

法律で、次のごみは集積所に出すことができません（細かく砕いても回収できません）。それぞれ

の処分方法に従い、正しく処分してください。

- テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン

処分の際にはリサイクル券が必要となります。郵便局でリサイクル券を購入のうえ、自己搬入または戸別収集により処分してください。

- 農薬の空容器

家庭菜園やガーデニングなどで使用した農薬の空容器は、本庁舎生活環境課または各庁舎地域振興課で無料回収しています。

キャップや容器をしっかりと洗浄したうえで、毎月1日または15日（休日の場合は翌日）に持参してください。

《平成29年度ごみ収集カレンダー》

ごみの収集日や分別の方法が分かる「ごみ収集カレンダー」を町内会を通じて各家庭へ配布しています。

カレンダーは、本庁舎生活環境課・各庁舎地域振興課（表郷☎2112 大信☎2113 東☎2112）にもありますので、必要な方は各窓口にお越しください。

お知らせ News 4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります 体や心などのことで、日常生活に不安はありませんか？

本庁舎高齢福祉課 内2724

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」ってなに？

要支援認定を受けている人や生活機能が低下してきた人が、要介護状態になることを防ぎ、活動的で生きがいのある生活を送るための事業です。

総合事業では、65歳以上のすべての人を対象とする「一般介護予防事業」と、これまで要支援1・2に認定された人を対象としてきた「訪問介護」と「通所介護」に市独自のサービスを加えた「介護予防・生活支援サービス事業」を総合事業として実施します。

■一般介護予防事業

《対象者》

- 65歳以上のすべての人

《事業内容》

- 介護予防に関する講演会など
- 高齢者サポーターによる高齢者あつたかさサロン
- 介護支援いきいき長寿ポイント事業

■介護予防・生活支援サービス事業

《対象者》

- 要支援1・2の認定を受けた人
- 基本チェックリストで、生活機能の低下が見られ、事業対象者と判断された65歳以上の人

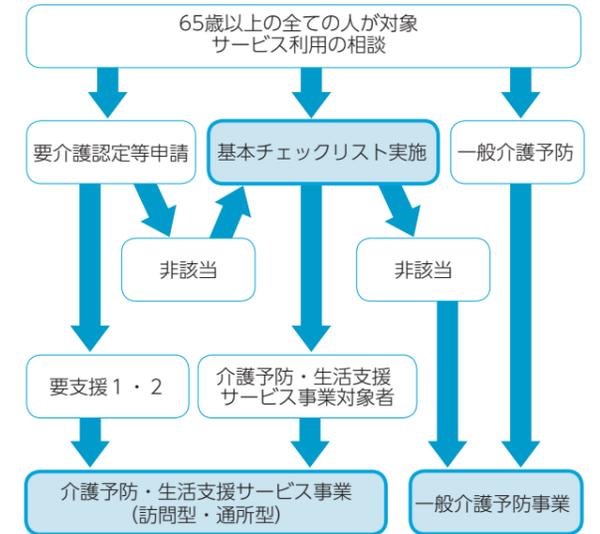
《事業内容》

種類	内容
訪問型サービス	介護予防訪問型（現行相当） ▷日常的な家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物など） ▷身体介護（服薬管理、入浴の見守り、食事介助など）
	介護予防生活支援（H29.6開始） ▷日常的な家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物など） ▷シルバー人材センターによるサービスの提供
通所型サービス	介護予防通所型（現行相当） ▷入浴・食事などの介護、日常生活上の支援、機能訓練 ▷利用時間 3時間以上
	介護予防運動機能向上通所型 ▷機能訓練指導員による運動機能訓練 ▷利用時間 2時間～3時間

■利用手続きの簡素化

総合事業の訪問型・通所型サービスのみを利用する場合は、要支援認定を受けなくても基本チェックリストの確認で利用の決定ができ、サービス利用の手続きが簡単になります。

総合事業サービス利用の流れ



■よくある質問

Q 現在、介護予防サービス（ホームヘルプ・デイサービス）を受けていますが、総合事業は現行の介護予防サービスと変わるのですか？

A これまでと同様にサービスを受けることができます。

Q 総合事業開始後は、要介護（要支援）認定を受けられないのですか？

A 今までどおり、認定を受けることができます。また、福祉用具貸与・購入、住宅改修、通所リハビリテーションなどの利用を希望する場合には、これまでどおり要介護（要支援）認定を受ける必要があります。